

別記 5

不可抗力発生時の対応に関する特記事項

(不可抗力発生時の対応義務)

第1 乙は、暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、騒乱、暴動、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症及び同条第9項に規定する新感染症（全国性的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）その他の不可抗力が発生した場合は、損害・損失が最小限になるよう、早急な対応措置を講ずるものとする。

第2 第1に定める事項以外の不測の事項が発生した場合は、速やかに甲乙両者で協議し、対応するものとする。

(不可抗力によって発生した費用等の負担の決定)

第3 不可抗力の発生に起因して乙に損害、損失が発生したときは、乙は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって甲に報告するものとする。

第4 甲は、第3の規定による報告を受けたときは、当該損害状況等の確認を行った上で、不可抗力の判定、費用負担及び支払方法等について乙と協議し、決定するものとする。

第5 乙が第1の規定による対応措置を怠った場合を除き、不可抗力の発生に起因する損害・損失の費用は、甲の負担とする。ただし、当該損害・損失に係る保険金が乙に支払われるときは、この限りでない。

(不可抗力の発生等による業務実施の免除)

第6 第4の協議の結果、不可抗力の発生又は当該発生に伴う対応業務の実施により、第2条に規定する業務の一部又は全部の実施ができなくなったと認められる場合は、乙は、その限りにおいて、当該業務を実施する義務を免れるものとする。

第7 甲は、第6の規定により、乙による業務の実施ができなくなった場合において、乙と協議の上、乙が当該業務を実施できなかったことにより不要となった費用相当額を指定管理料から減額することができるものとする。